

2012 年度税制改正大綱

今月 10 日未明に閣議決定された 2012 年度の税制改正大綱は、震災の影響と消費税の増税を控えていることから抜本的な改正が先送りされ、歴史的な小幅の改正となりました。以下代表的なものをご紹介しますが、前回同様与野党ねじれ国会でありますので、この内容がそのまま国会を通過し可決されるかは依然不透明ではありません。

I. 個人所得課税

1. 給与所得控除の見直し

(1) 給与所得控除の上限設定

給与年収が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額は 245 万円を上限とする。

(2) 特定支出(サラリーマンの必要経費)控除の見直し

①特定支出の範囲を拡大し、イ. 職務の遂行に直接必要な弁護士・税理士などの資格取得費、ロ. 職務に関連する図書・衣服費・交際費(ロは 65 万円限度)を追加する。

②その年の特定支出の合計額が次の区分に応じ、その金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することが出来る。

イ. 給与年収が 1,500 万円以下の場合 給与所得控除額の 1/2

ロ. 給与年収が 1,500 万円を超える場合 125 万円

—上記改正は所得税は 2013 年分以後、個人住民税は 2014 年度分以後から適用—

2. 役員等の退職所得課税の見直し

法人の役員や国会・地方議会議員、国家・地方公務員で、勤続年数 5 年以下の者に支払う退職金については、退職所得控除額を控除した残額の 1/2 とする措置を廃止する。

—上記改正は 2013 年分以後支払われる退職金について適用—

II 住宅・土地税制

1. 直系尊属(両親又は祖父母)から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、現行 1,000 万円を次の通りとする。

贈与年	一定の省エネ住宅取得	一般の住宅取得
2012 年	1,500 万円	1,000 万円
2013 年	1,200 万円	700 万円
2014 年	1,000 万円	500 万円

2. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、一定の省エネ住宅を取得した場合の控除額を次の通りとする。(認定長期優良住宅の取得と同じ措置)

居住年	控除期間	借入金の控除限度額	控除率
2012 年	10 年間	4,000 万円	1%
2013 年	10 年間	3,000 万円	1%

3. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、土地等の範囲を一定の建築物等の敷地で 300 m²以上のものに限定し 3 年延長する。

4. 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除の上限額を現行 100 万円から 50 万円に引き下げた上で 2 年延長する。

5. 特定の居住用財産の買換え等の特例について、現行 2 億円を 1.5 億円に引き下げた上で 2 年延長する。—上記改正は 2012 年以後の譲渡について適用—

III その他

・自動車重量税と自動車取得税について、エコカー減税等一定の基準で軽減する。

・源泉所得税の納期に関する特例の 7~12 月分に支払った給与等の納付期限を現行翌年 1 月 10 日から翌年 1 月 20 日にする。—2012 年 7 月 1 日以後支払い分より改正—

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 11 番 16 号桃陽ビル 202 号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

